

武蔵村山市立小・中学校版
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

武蔵村山市教育委員会

令和2年6月23日

第4版

目 次

本ガイドラインについて	3
学校における感染症対策に関する基本的な考え方	4
1 教育活動における留意点	4
2 地域ごとの行動基準	5
参考 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準	
3 学校の役割	6
4 家庭との連携	6
参考 小児の新型コロナウイルス感染症に関する 医学的知見の現状	7

I 学校運営編

1 臨時休業期間における対応について	
(1) 学習課題配布日・分散登校日について	8
(2) 校庭開放について	8
(3) 部活動について	8
2 学校再開後における対応について	
(1) 感染症予防策の徹底	8
(2) 教育活動上の留意点	9
参考 感染レベルによる座席配置 (例)	10
(3) 登校の判断	12
(4) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別	13
(5) 教職員の健康管理	13
(6) 年間行事計画等の見直し	13

II 感染者等への対応編

1 感染者が出た場合	14
(1) 児童・生徒の場合	
(2) 教職員の場合	
(3) その他	

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）	・ ・ 14
(1) 児童・生徒の場合	
<u>参考</u> 健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）	
(2) 教職員の場合	
3 感染者の発生状況を踏まえた措置	・ ・ ・ ・ ・ 15
<u>参考</u> <u>新型コロナウイルス感染症発生時 対応フローチャート</u>	

Ⅲ 学習指導編

1 学習評価	・ ・ ・ ・ ・ 17
(1) 家庭学習の評価	
(2) 年間を通した評価の考え方	
(3) 1学期の評価	
2 指導内容について	・ ・ ・ ・ ・ 17
(1) 小学校第6学年及び、中学校第3学年	
(2) その他の学年	

<添付資料>

- ・ 清掃チェックリスト/消毒すべき箇所の例
- ・ 健康チェック表（職員用）
- ・ 児童生徒健康観察表

<参考資料>

- ・ (例1) 感染症による休校通知（学校）
- ・ (例2) 感染症による休校通知（全校）
- ・ (例3) 感染症による分散登校通知

(注) 文中の下線部は第3版からの変更・追加となる。

(発行)

- 第1版 令和2年5月25日
- 第2版 令和2年6月 2日
- 第3版 令和2年6月 9日
- 第4版 令和2年6月23日

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、以下の各ガイドライン及び、文部科学省、東京都教育委員会の通知等を踏まえ、武蔵村山市教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染症の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますのでご留意ください。

○文部科学省

- ・令和2年度における小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）（令和2年3月24日）
- ・学校再開ガイドライン（令和2年3月24日）
- ・臨時休業ガイドライン（令和2年4月17日）
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和2年5月22日、6月16日改訂）
- ・学校における消毒の方法等について（令和2年6月4日）

○東京都教育委員会

- ・都立学校版 感染症予防ガイドライン（令和2年3月26日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の「新しい日常」の定着に向けて～（令和2年5月28日）

令和2年5月

武蔵村山市教育委員会

学校における感染症対策に関する基本的な考え方

1 教育活動における留意点

今後の教育活動に当たっては、学校において、以下5つの対策を講じることが重要です。

- ・ 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件を徹底的に避ける

①換気の悪い**密閉空間**

②多くの人が**密集**している状況

③**密接**（互いに手を伸ばしたら届く）な距離での会話や発声、共同作業

業

- ・ 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ・ 不要不急の外出行動を行わない、行わせないことの徹底
- ・ 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・ 保護者や教職員同士の日頃の連絡体制の確認

このような「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続していくことが求められます。

しかし、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、学校と教育委員会、学校医や保健所等との連携が重要です。

2 地域ごとの行動基準

学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童・生徒等及び教職員等の生活圏におけるまん延状況により判断します。

感染レベルによって、学校の行動基準を変化させていくことが求められます。

参考

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意志の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で 短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、教師等が活 動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で 最大限の間隔を取ること	十分な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

※レベル1から2への移行は、「感染リスクの高い活動を停止する」となる。

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域

②「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの

3 学校の役割

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医等との連携を推進します。「新しい生活様式」を実践するためには、児童・生徒等への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童・生徒の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

4 家庭との連携

学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染とされています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。

毎日の児童・生徒等の健康観察はもちろんのこと、児童・生徒及び、その家族の健康状態によっては登校を控えることをお願いするなど、保護者への十分な周知が必要となります。

そのため、学校から感染症及び学習の保障等の対応について積極的な情報発信を行うことが重要です。

参考

小児の新型コロナウイルス感染症に関する医学的知見の現状

※ これまでに世界で報告された小児（0-18 歳）の COVID-19 の報告例から、小児の新型コロナウイルス感染症に関する医学的知見の現状をまとめたものである。

- COVID-19 患者の中で小児が占める割合は少なく、その殆どは家族内感染である。
- 現時点では、学校や保育所におけるクラスターはないか、あるとしても極めて稀と考えられる。
- 小児では成人と比べて軽症で、死亡例も殆どない。
- 乳児では発熱のみのこともある。10 代では凍瘡様皮膚病変が足先に出来ることがある。他の病原体との混合感染も少なくない。
- SARS-Cov-2 は鼻咽頭よりも便中に長期間そして大量に排泄される。
- 殆どの小児 COVID-19 症例は経過観察または対症療法で十分とされている。
- 急性呼吸不全症例ではコンサルタントや転送のタイミングを逃さないように注意する。
- 海外のシステマティック・レビューでは、学校や保育施設の閉鎖は流行阻止効果に乏しく、逆に医療従事者が仕事を休まざるを得なくなるために COVID-19 死亡率を高める可能性が推定されている。
- 教育・保育・療育・医療福祉施設等の閉鎖が子どもの心身を脅かしており、小児に関しては COVID-19 関連健康被害の方が問題と思われる。

(2020.5.20 日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会の報告より抜粋)

I 学校運営編

1 臨時休業期間における対応について

(1) 学習課題配布日・分散登校日について

臨時休業期間中に、週に1・2回程度、登校日を設定し、児童・生徒の健康観察や学習課題の配布、諸連絡を行う。なお、1回の登校につき3時間程度とする。

登校日には、適切な学習課題を提示・回収するとともに、児童・生徒の心身の健康状態等については「健康観察表」を提出させる等、十分把握するとともに、欠席した児童・生徒への電話連絡や家庭訪問等による個別指導を徹底する。

(2) 校庭開放について

校庭開放については実施しない。

(3) 部活動について

中学校における部活動は、屋内外を問わず実施しない。

2 学校再開後における対応について

(1) 感染症予防策の徹底

①児童・生徒

ア 学校は、児童・生徒に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行について指導すること。

なお、マスクの色は指定せず、礼法等でマスクを外すことを強要しない。

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

イ 児童・生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること。

また、児童・生徒の健康状態等については「健康観察表」を配付し、家庭で毎日記入させ、月毎に回収し、学校で保管すること。

ウ 登校前に確認できなかった児童・生徒については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をすること。

エ 通学時には、複数での会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めること。

②教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童・生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。

イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。

③校内環境

ア 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

イ 換気は、気候上、可能な限り常時2方向の窓を開けて行う。空調設備を設置している教室においても、換気は必要である。

(別添「清掃チェックリスト」の活用により実施状況を管理する。)

ウ 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指の衛生を保てる環境を整備すること。

エ 教室やトイレなど児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ、窓枠、窓の鍵など)は、1日1回以上消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、家庭用洗剤を浸した布巾やペーパータオルで拭き、環境衛生を良好に保つこと。 なお、原則として消毒液(家庭用洗剤を除く)を使用した作業は教職員が行うこと。)

(2) 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学級単位の活動を基本とする。 なお、感染予防を徹底した上での学年集会等の実施は可能とする。

また、この間実施した臨時休業により、学習の不足が生じている場合には、今年度の学習の際に補う計画を立てるなど適切な対応を行うこと。

①学年集会(朝礼)

校内であれば、放送設備等を活用し、各教室で実施する。校庭等で行う場合には、児童・生徒間の距離をとったうえで実施する。

②感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 授業中、教員は飛沫防止のためマスク又は代用品(ハンカチ、手拭いなど)を着用する。

イ 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は工夫して実施する。その際、咳エチケットの要領でマスク又は代用品(ハンカチ、手拭いなど)を着用するなどについて指導する。

ウ 代用品を着用する場合には、生活安全上の理由から、両手を開けておけるように結んで着用すること。

エ 教員は、児童・生徒までの距離を可能な限り一定程度(2m程度が望ましい)取ること。

オ 教室等において、座席間を離して着席するなど、できるだけ児童・生徒間の距離を離すように配慮する。(座席配置例を参照)

カ 授業規律を徹底し、授業中の私語や離席などについて十分な指導を行う。

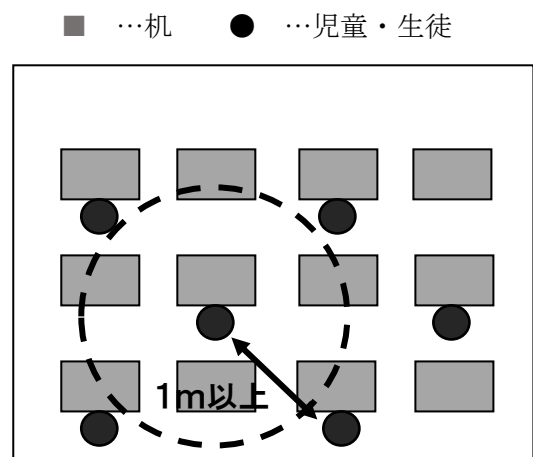
キ グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、児童・生徒同士が近距離での会話や発声を避けることができるようにすること。

参考 感染レベルによる座席配置例

以下の図は、40人学級における座席配置の一例です。これらはいくまでも目安であり、それぞれの学校施設の状況や感染リスクの状況に応じて柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いします。

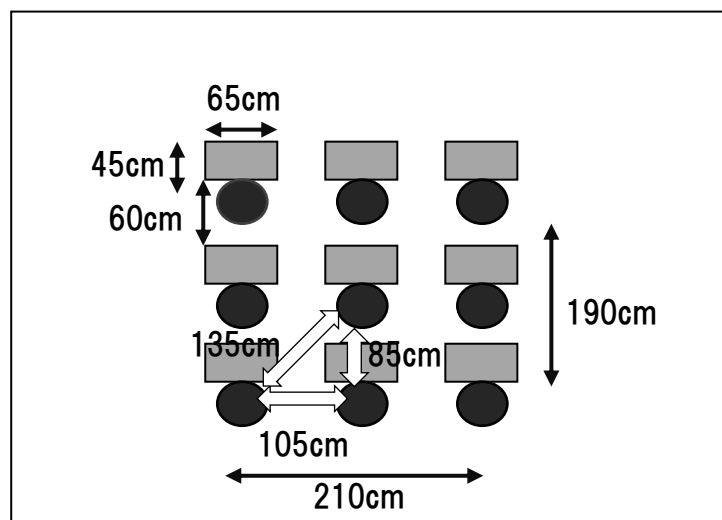
感染レベル2・3での座席配置の例

- ・児童・生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置を取ることを。
- ・このような形での学校教育活動を行うためには、学校の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を二つのグループに分けるなど分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となる。
- ・場合によっては学級担任が指導することにこだわらず、学校の状況によって指導の工夫を行い、学習機会の確保に努める必要がある。



感染レベル1での座席配置の例

- ・児童・生徒の座席間隔は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように工夫すること。



※ 感染レベルは5ページ『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準による。

ク 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

(例)

- ・体育科における身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツなど）は、児童・生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能や体力トレーニングを行う。なお、体育館等で実施する場合は十分な換気を行う。
- ・音楽科においては、歌唱する際は換気をしたうえで、児童・生徒間の十分な距離をとる。管楽器（リコーダー等）を用いる活動は家庭での宿題とする。
- ・家庭科においては、調理実習は当面の間（1学期）は、実施しない。

コ 授業中、児童・生徒が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で、下校させる。

③学校給食及び昼食

- ア 配膳担当の児童・生徒の体調を確認する。
- イ 配膳担当の役割を明確にする。
- ウ 配膳・下膳の際は、児童・生徒ができるだけ間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。
- エ 児童・生徒、教員は白衣、エプロンを必ず着用する。
- オ 一度配膳した食事については、教室全体が下膳するまで食缶に戻さないよう指導する。
- カ 児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、過度な会話については十分指導する。

④清掃

- ア 清掃場所の窓を開放し、十分な換気を行う。換気が難しい箇所の場合には、少人数にしたり、清掃内容の簡素化、清掃時間の短縮等を行ったりするなどの工夫をする。
- イ 清掃担当の役割を明確にする。
- ウ 清掃後は手洗いを徹底する。

⑤休憩時間

- ア 教室等の窓を開放し、十分な換気を行う。
- イ 特別教室や校庭等での活動後、また、トイレ使用后などに、手洗いを徹底する。

⑥部活動

- ア 密集を避ける等、工夫して実施する。
- イ 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- ウ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- エ 土日の活動再開は7月からとする。
- オ 当面の間（1学期）は、原則として、対外試合等、多数の児童・生徒が集まる場への参加は自粛する。
- カ 当面の間（1学期）は、定期演奏会、展覧会等、多数の参加者が見込まれる活動は、延期又は中止する。

⑦生徒会活動・委員会活動

- ア 活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。

イ 生徒総会は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。

⑧学校行事

ア 移動教室、修学旅行、遠足など宿泊を伴う行事や校外での活動の内、交通機関（貸し切りバスを含む）を利用する活動は、2学期以降へ延期する。

イ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、実施方法を検討し、検診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。

なお、実施体制が整わない等の事由により、6月30日までに実施できない場合は、学校医等と調整の上、当該年度末までの間に可能な限り、速やかに実施する。

ウ 当面の間（1学期）は、道徳授業地区公開講座、講演会、運動会など、地域や保護者を集める会については延期及び中止とする。

エ 避難訓練は工夫して実施し、特に避難経路の確認については確実に行う。

⑨保護者会、学校運営協議会、学校公開等

ア 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。

イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

ウ 当面の間（1学期）は、学校公開については実施しない。

⑩登校指導・下校指導

ア 登校・下校時は、お互いに適切な距離を取って歩くこと、必ずしもマスクを着用する必要はないことを指導する。

イ 下校の際は、速やかに自宅等に帰るよう指導する。

ウ 放課後の遊びについては、可とする。

(3) 登校の判断

①海外から帰国した児童・生徒について

ア 国や地域を問わず、留学等から帰国した生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

②感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

③医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について

ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(4) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、朝の会や学級活動、保健指導、特別の教科 道徳などの時間を活用し、以下の内容について発達段階に応じた指導を行う。

①感染症についての正しい知識を理解すること。

②感染症は誰にでも起こりうること。

③感染症への偏見や差別は許されないこと。

④医療従事者、保健所の職員、清掃業務に携わる方々など、社会機能の維持にあたる人々が、自分たちの生活を支えてくれていること。

(5) 教職員の健康管理

①毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入すること。

学校において「健康チェック表」を、出出勤カードリーダーのそばに常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。

管理職は、毎日、別添「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。

②風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。

登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

③教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておくこと。

④手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。

⑤勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

(6) 年間行事計画等の見直し

長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについて、長期休業期間及び土曜日の活用を検討し、必要な変更を行う。

II 感染者等への対応編

1 感染者が出た場合

(1) 児童・生徒の場合

ア 校長は、当該児童・生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、武蔵村山市教育委員会教育指導課に報告する。

ウ 武蔵村山市教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行う。ただし、衛生主管部署と相談の上、当該児童・生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。

エ 保健所は、当該児童・生徒の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

オ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、当該児童・生徒の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については、「1 (1) 児童・生徒の場合」のイからカまでと同様の取扱いとする（教職員においても、感染者と判明した場合、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行うことに留意すること。）。

(3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童・生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

(1) 児童・生徒の場合

ア 校長は、児童・生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童・生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、保健所に濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童・生徒に対して出席停止の措置を行うこと。

ウ 校長は、武蔵村山市教育委員会教育指導課に報告する。

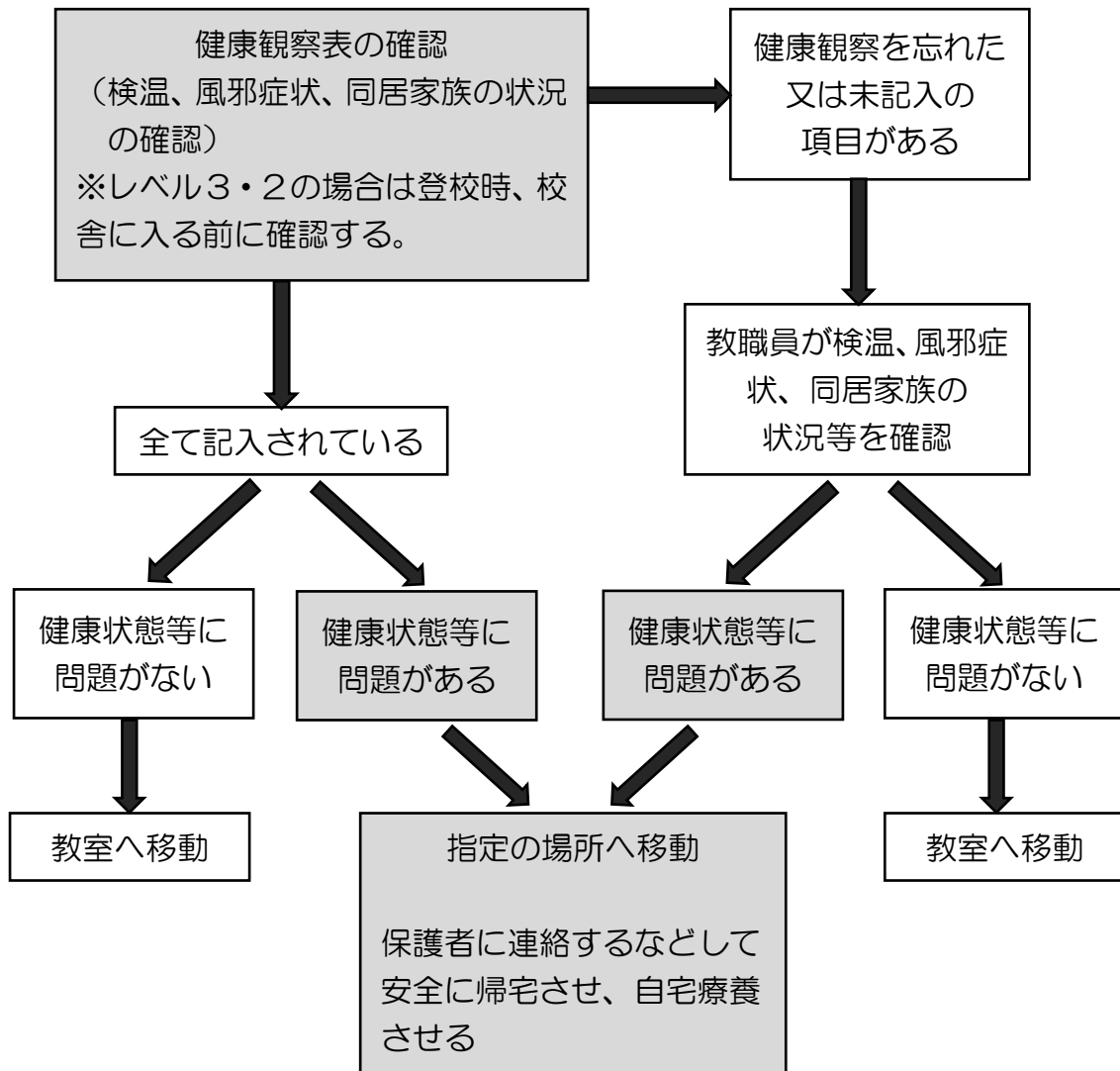
エ この場合、武蔵村山市教育委員会は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童・生徒の健康観察を行う。

カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

参考

＜健康観察表を使用した登校時の健康観察例＞



(2) 教職員の場合

校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2 (1) 児童・生徒の場合」ウからカまでと同様の取扱いとする。

3 感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や患者の発生状況等によっては、今後も一部又は全ての

学校において休業措置を行う場合がある。

参考 新型コロナウイルス感染症発生時 対応フローチャート

◎基本的な確認事項

- ・ 詳細な記録を取る（時間、滞在場所、対応者、対応状況等）
- ・ 速やかな情報共有（教職員・教育委員会）
- ・ 役割の明確化（管理職・主幹・養護・学年・担任）

(1)学校で発熱等を確認した場合

学校で定めた場所で待機させる

- ・ 保護者に連絡
- ・ 症状がなくなるまで自宅で休養
- ・ 出席停止 ※治癒するまで（学校保健安全法第 19 条）

(2)次の症状がある場合

- ①風邪の症状、37.5 度以上の発熱が続く
- ②強いたるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

専門機関に相談するよう家庭に指導する。

- ◎多摩立川保健所 042-524-5171
- ◎合同電話相談センター 03-5320-4592

(3)児童・生徒の保護者及び教職員から感染の連絡があった場合

児童・生徒、教職員が
感染者の場合

児童・生徒、教職員が
濃厚接触者の場合

教育委員会に報告

教育委員会

- ・ 臨時休業、学級閉鎖等の実施
- ・ HP 等による周知
- ・ 校内消毒作業等指示
- ・ 給食の停止

児童・生徒・教職員

- ・ 出席停止（学校保健安全法第 19 条）
- ・ 出勤停止（病気休暇または特別休暇）
- ※治癒するまで

学校

- ・ 臨時休業等の実施
- ・ 保護者宛て文書配布
- ・ 家庭学習の準備
- ・ 校内消毒作業
- ・ 接触者情報の提供
- ・ 保健所への報告

児童・生徒・教職員

- ・ 出席停止、出勤停止（原則 1 4 日間）
- ・ 自宅待機（検温・健康観察）

- ・ 情報の発信
- ・ 教育課程の再編成
- ・ 行事等の見直し

発熱等の場合 検査対象

- ・ 保健所への報告
- 【陽性】・ 出席停止
- ・ 出勤停止
- ※治癒するまで
- 【陰性】・ 回復状況次第

健康状態に問題なし
→登校・出勤

Ⅲ 学習指導編

1 学習評価

(1) 家庭学習の評価

教科等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒が家庭等で取り組んだプリント等の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫する。

(2) 年間を通した評価の考え方

臨時休業の長期化により、実技を中心とした学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

上記(1)(2)を踏まえ、学校として今年度の各教科、総合的な学習の時間等の学習評価の方針を立て、児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明する。

(3) 1学期の評価

臨時休業中の家庭学習や教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価する。

指導の順序を変更した結果、行うことができなかつた実技や実習については、2学期以降の学習の成果として評価する。

2 指導内容について

(1) 小学校第6学年及び、中学校第3学年

今年度中に当初予定していた指導内容を次年度に持ち越すことなく指導する。

(2) その他の学年

次年度の指導計画を立てた上で、持ち越すことができる。その場合には、「補足資料6 次年度に持ち越す指導内容」を作成するとともに、未履修が発生しないよう、確実に次年度の教育課程に反映させる。